

「歩いて楽しいまちなか戦略」推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 京都の活力と魅力が凝縮された歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地区をいう。以下「都心地区」という。）において、自動車渋滞や自転車問題（違法駐輪や走行マナーの悪化など）をはじめとする交通問題を解決し、「歩いて楽しいまち」を実現するため、「歩いて楽しいまちなか戦略」推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会における協議事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 都心地区の交通特性の把握及び分析に関すること。
- (2) 都心地区における交通実態調査等の企画及び実施に関すること。
- (3) 都心地区を対象とする交通施策の企画及び検討に関すること。
- (4) 都心地区における交通社会実験の企画及び実施に関すること。
- (5) 前4号のほか、「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進に関し、必要と認められること。

(組織)

第3条 協議会は、以下の委員をもって構成する。

- (1) 「歩いて楽しいまちなか戦略」推進に必要な識見を有する学識経験者
- (2) 都心地区に係る地域住民の代表者又はその指名する者
- (3) 都心地区に係る商業者・団体の代表者又はその指名する者
- (4) 都心地区における交通事業者
- (5) 京都府警察本部の交通規制、駐車対策及び中心繁華街総合対策を担当する所属の長並びに都心地区に關係する警察署長
- (6) 国土交通省近畿地方整備局の都市交通政策を担当する所属の長
- (7) 国土交通省近畿運輸局の都市交通政策を担当する所属の長
- (8) 京都市関係局区の職員
- (9) 前8号のほか、「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進に必要と認められる者

(役員)

第4条 協議会には、議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の中から、市長が指名する。
- 3 議長は、会務を總理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 協議会は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、その意見

又は説明を求めることができる。

3 協議会は、公開して、行う。傍聴に関し必要な事項は、議長が定める。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、京都市の都市計画局交通政策室が主体となり、次の部局が共同して行う。

総合企画局政策推進室政策企画課

建設局道路部放置車両対策課

中京区役所区民部まちづくり推進課

下京区役所区民部まちづくり推進課

(補 則)

第7条 この要綱に定める事項のほか、協議会に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。(平成18年4月27日 決定)